

令和 8 年度

高知県放課後児童支援員認定資格研修

開 催 要 項

高 知 県

令和 8 年度 高知県放課後児童支援員認定資格研修 開催要項

1. 目 的

放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）及び「放課後児童クラブ運営指針」（令和 7 年 1 月 22 日こ成環第 16 号こども家庭庁成育局長通知）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識することを目的とする。

2. 主 催 高知県教育委員会（委託先：株式会社東京リーガルマインド 福祉研修本部大阪事業部）

3. カリキュラム内容 16 科目 計 24 時間

科目	内容	時間 ※
①	放課後児童支援健全育成事業の目的及び制度内容	90 分
②	放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護	90 分
③	子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ	90 分
④	子どもの発達理解	90 分
⑤	児童期(6 歳～12 歳)の生活と発達	90 分
⑥	障害のある子どもの理解	90 分
⑦	特に配慮を必要とする子どもの理解	90 分
⑧	放課後児童クラブに通う子どもの育成支援	90 分
⑨	子どもの遊びの理解と支援	90 分
⑩	障害のある子どもの育成支援	90 分
⑪	保護者との連携・協力と相談支援	90 分
⑫	学校・地域との連携	90 分
⑬	子どもの生活面における対応	90 分
⑭	安全対策・緊急時対応	90 分
⑮	放課後児童支援員の仕事内容	90 分
⑯	放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守	90 分

4. 実施日程・会場

会場：高知県立高知青少年の家 2階大集会室（吾川郡いの町天王北 1-14） 定員：80名

	研修内容	会場・教室	実施日程	受講時間
1日目	科目 ①②③⑧	高知県立 高知青少年の家 2階大集会室	10月18日（日）	9：30～16：50
2日目	科目 ④⑤⑥⑦		11月1日（日）	9：30～16：50
3日目	科目 ⑨⑩⑪⑫		11月22日（日）	9：30～16：50
4日目	科目 ⑬⑭⑮⑯		11月29日（日）	9：30～16：50

※実施する科目の順番が昨年までと一部異なります。昨年度一部科目修了者の方は、特にご注意ください。

5. 応募できる方 以下の（１）（２）のいずれにも該当する方です。

（１） 基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者

【基準第10条第3項抜粋】

- 1 保育士の資格を有する者
- 2 社会福祉士の資格を有する者
- 3 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- 4 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者
- 5 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- 6 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
- 7 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 8 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 9 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの
- 10 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

（２） 県内の放課後児童健全育成事業所において利用者の支援に従事する職員または従事する意思がある方で、全日程を受講できる方

（注）「県内の放課後児童健全育成事業所」は、児童福祉法第34条の8の規定に基づき、市町村が行う又は市町村長に届け出て行う放課後児童健全育成事業の事業所に限ります。

6. 必要経費

テキスト代 2,000 円

研修 1 日目に現金でお支払いください。おつりのないようにご用意をお願いいたします。

なお、受講料は無料です。 ※一部科目修了者の方も、改めてテキストの購入が必要となります。

7. 受講申込方法

(1) 申し込み先

- ・現に放課後児童クラブもしくは放課後子ども教室に従事している方
→ 勤務先市町村の担当課に郵送または持参
- ・現に放課後児童クラブもしくは放課後子ども教室に従事していない方
(従事する意思のある方を含む) → 高知県放課後児童支援員認定資格研修事務局に郵送

(2) 受講申込締切日 令和8年9月16日(水) 必着

(3) 申込書類

申込者	受講資格 1 ～ 10 号該当者	前年度一部科目修了者 (高知県及び他都道府県での受講)
提出書類	① 受講申込書 ② 本人確認書類 ③ 受講資格確認必要書類	① 受講申込書 ② 本人確認書類 ・一部科目修了証 (但し発行から 1 年未満のもの)

① 受講申込書 (様式第 1 号)

② 本人確認書類

マイナンバーカード (表面のみ)、運転免許証等、申請日時点で有効期限内の公的機関発行書類の写し、住民票 (マイナンバーの記載がないもの) のいずれかひとつ。

※氏名、生年月日、住所が申込書と合致しているかを確認しますので、すべて記載されているものを提出してください。

※マイナンバーカードを提出される場合、個人番号が記載されている裏面のコピーは不要。

③ 受講資格確認書類

- ・受講資格に応じた各種資格証、修了証明書等を提出してください。
 - ・第 3、9、10 号の方は「実務経験証明書」(様式第 2 号) の原本を提出してください。
- ※「受講資格一覧」(別紙) を参照してください。

【書類および申込についての注意】

- ・提出書類はすべて A4 サイズに統一 してください。本人確認書類の写し等、余白が多くなる場合でも切り取らずに提出してください。
- ・申込書と各種書類の姓が異なる場合は、戸籍抄本 (コピー可) を提出してください。
- ・第 9 号、第 10 号の方は、実務経験証明書にて市町村長の承認 が必要です。

8. 受講決定通知について

受講申込が受理された方には、「受講証決定通知書」を発送します。受講開始 3 日前になっても到着しない場合は、お問い合わせください。

9. その他

(1) 定員 (80 名) を超える受講申込がある場合は、以下の優先順位に従って、受講者を選定させていただきますので、予めご了承ください。

- ① 県内の放課後児童健全育成事業所において利用者の支援に従事する者
- ② 県内の放課後子ども教室において利用者の支援に従事する者
- ③ 県内の放課後児童健全育成事業所において利用者の支援に従事しようとする者
- ④ その他、放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事しようとする者

(2) 受講が決定した後で受講の辞退を希望する場合は、高知県放課後児童支援員認定資格研修事務局まで必ず連絡してください。

(3) 研修では座席を指定します。視力・聴力・体調等の兼ね合いで座席位置等に配慮が必要な方や、その他研修の受講にあたって事前に申し送りしておくべき事情等がある方は、必ず申込書内の特記事項欄にご記入ください。内容を確認の上、可能な範囲で対応いたします。

なお、研修当日に会場で申し出いただいても内容によっては対応でき兼ねますので、ご了承ください。

(4) 申込書類の記載内容に虚偽があった場合、たとえ資格取得後であっても資格を取り消されることがあります。

(5) 申込書類に記載いただいた情報は、放課後児童支援員認定資格研修に関することに使用するほか、こども家庭庁への資格認定者情報の報告及び都道府県間の相互利用・提供のために使用します。

(6) 警報級の暴風・大雨・洪水などが予想される場合は、当日の朝に下記専用ホームページ（連絡掲示板）に、予定どおり実施するか、または中止するか、いずれかの情報を掲載しますのでご確認ください。

※緊急時の連絡専用ホームページ：<https://public.lec-jp.com/welfareTraining/>

10. 修了認定及び修了証の交付について

認定資格研修の修了は、全科目を受講したこと及び修了レポートを記載し提出したこと等によって認定されます。なお、修了証に有効期限、更新の制度はありません。

※ 修了証は、市町村を通じて本人に交付します。

※ 一部科目を修了した方には「一部科目修了証」を交付します。有効期限は、研修を受講した年度の翌年度の 3 月 31 日までです。

＜問い合わせ先＞

（資格制度に関すること）

高知県教育委員会事務局生涯学習課 地域学校協働支援担当：坂本

〒780-0850 高知市丸ノ内 1 丁目 7 番 5 2 号 TEL：088-821-4897 FAX：088-821-4505

（研修に関すること）

株式会社東京リーガルマインド 福祉研修本部大阪事業部

高知県放課後児童支援員認定資格研修事務局

〒530-0013 大阪市北区茶屋町 1-27 ABC-MART 梅田ビル 4F

TEL 06-7222-2342 FAX 06-7222-3595

メール kouchi-houkago@lec-jp.com

（受講申込書の提出に関すること）

各市町村担当課へお問い合わせください。